

# 「満洲国」の技術員・技術工養成をめぐる若干の考察

原 正 敏

## 1. 技術員・技術工養成の基本方針

“満洲国”における技術要員養成の基本方針が確定したのは、1938年11月13日の陸軍省決定「日満技術員（技術工を含む）需給調整に関する件」<sup>1)</sup>によってであると言ってよからう。この決定には次のように書かれている。

### 方 針

一、満洲ニ於ケル生産力拡充計画遂行ノ現況ト之ニ必要ナル技術員不足ノ実情ニ鑑ミ満洲国内ニ於ケル技術員養成ノ計画ヲ最大限度ニ拡充スルト共ニ日本ヨリノ配給移動ニ徹底的ノ方途ヲ講シ以テ日満一体ノ生産力拡充計画ノ遂行ニ支障無カラシメントス

### 要 領

一、日本ニ於ケル鉱工関係学校卒業者ノ配給ニ付テハ當分ノ間左ノ原則ニ依ル

1. 日本ニ於ケル直接軍需ニ關スル工業要員ニ付テハ軍需ノ要請ニ支障無キ限度ニ之ヲ制限シ成ルヘク生産力拡充ノ為ノ要員ト別途ニ之ヲ保留ス
2. 前号直接軍需要員数ヲ控除セル学校卒業生数ノ日満間ノ配分ハ満洲ニ於ケル産業開発五ヶ年計画遂行ノ経過及斯業ノ人的構成ノ不完備ナル現況ト日本ニ於ケル人的基礎充実ノ実情トヲ勘案シ満洲重点主義ニ依ル

註 日本及満洲（関東洲ヲ含ム）トノ比率ハ概ネ二対一ノ割合トス

二、日本ニ於ケル既有技術員ノ満洲国ヘノ移動ニ付積極的且合理的ノ措置ヲ構ス

1. 鉱工関係各級技術員ヲ合理的ニ抽出シ満洲ニ移動セシム。此ノ場合満洲ニ於テハ右技術員ノ日本ニ於テ担当セル職務ヨリ一段高級ノ職務ヲ担当セシメ可及的最大ノ能率ヲ發揮セシムルヤウ考慮スルモノトス  
尚其他適宜ノ措置ヲ講シ不足技術員補填充足ニ努ムルモノトス
2. 日本ニ於ケル平和産業関係技術員ニシテ転業可能ナル者ヲ短期補導シ最大限度ニ満洲国ニ移動セシム
3. 前二号ノ措置ヲ計画的ニ実行スル為日満両国共技能者登録制ヲ可及的速ニ実施スルト共ニ補助、指導等ニ付農業移民ニ準シ積極的ノ方途ヲ講スルモノトス

三、日本ノ学校施設ニ對シ適宜考慮ヲ加ヘ満洲国所要技術員養成委託ノ措置ヲ講ス

四、日本国内ニ満洲側ノ需要ヲ充足スル為ノ技術工養成施設ヲ更ニ拡充ス

五、日本国内ニ於ケル各工場ニ満洲側需要ヲ充足スル為ノ技術工養成委託ノ措置ヲ講ス

六、前記 三、四、五号ニ依リ特ニ満洲側ニ於テ措置セル技術員ハ第二号ノ日満配給比率ノ外トシ配給統制ヨリ除外ス

恐らく当時の状況から見て、これ以上の方針は打ち出せなかったと思われるが、ここにいたるまでには若干の曲折があった。

“満洲国”「建国」の過程で各地に反満抗日運動が展開されたが、日本側はこれらをすべて「匪賊」と称し、「討匪」に奔走した。そうして33年2月頃迄に主要な反満抗日勢力は掃討されたものと判断されるにいたった<sup>2)</sup>。満洲支配体制が整備されるとともに「日満経済ブロック」をスローガンとして、満洲の経済開発が関東軍の軍事的必要を第一義として推進された。1935年8月、陸軍参謀本部作戦課長に任命された石原莞爾は、「着任後北満ニオケル日蘇両国兵備ノ差甚大ナルヲ知リ速カニ内地ニアル相当兵力ヲ北満ニ移駐シテ蘇聯トノ兵力均衡ヲ獲得スルト共ニ軍隊ノ機械化特ニ航空兵力ノ増強ヲ眼目トスル兵備充実ヲ企図シ……、民間ニモ政府ニモ日本経済力ノ総合判断ニ関スル調査ナキヲ知り驚愕シ、種々考慮ノ結果満鉄会社ノ諒解ヲ得昭和十年秋経済調査会〔東亜経済調査局〕東京駐在員タル宮崎正義ニ依頼シテ日満財政経済調査会（研究会）ヲ創立」した<sup>3)</sup>。この機関の調査研究などにもとづいて「満洲産業開発計画」や「重要産業五ヶ年計画要綱」などが作成され、前者は関東軍や“満洲国”によって37年度から実施に移され、後者は陸軍によって林内閣に提議されたのである<sup>4)</sup>。

1938年1月にまとめられた日満財政経済研究会業務報告書（自昭和11年1月1日至12月31日）は、同研究会創設以来の主要業務を9項に分けて報告しているが、その第2項が「生産力拡充五ヶ年計画ニ関スル計画」で、この中の第7が「生産力拡充ニ伴フ技術者、熟練工及一般労働者補充計画」の作成である。研究会設立の趣旨からして、当然満洲のそれに言及されてしかるべきだと思うのだが、満洲のことには触れていない<sup>5)</sup>。しかし、満洲産業開発五ヶ年計画策定の過程で、これらが論議されたことは確かであろう。十分な資料が残されていないので、確定的なことは言えないが、「満洲産業開発五箇年計画幹事案作成に関する第2回打合会報告」（1937年6月19日）には鉱工業幹事会報告として「機械、技術員、資金は日本より援助のこと」とあるし、「満洲産業開発五箇年計画幹事会案中間報告」（37年7月9日）の別紙「労働力」の項に「1. 技術者・熟練労働者調達計画（一般）、2. 工専拡充計画案」というのが上がっている<sup>6)</sup>。

さらに、満鉄経済調査会が37年7月に大陸経済會議提出協議事項として「五箇年計画遂行上満洲として協議したき事項」を執筆しているが、その内容は次の通りである<sup>6)</sup>。

工場従業員（上・下級技術員、熟練工）の調達方策を日満総合的に樹立すべきこと。

日本の「生産力拡充」及「満洲五箇年計画」の遂行実現化に要する大量の工場従業員特に上・下級技術員並熟練工は其の大量なると一定の養成期間を要することにより、早急なる調達は極めて困難なれば日満一体の下に調達養成計画を樹立し進捗せしむる必要あるものなり。

備考 満洲五箇年計画所要技術員並に養成職工に関し、差当り対日要求箇条として東京支社長を

通じ社業関係官庁に連絡したる内容以下の如し（7月13日発航空便）。

1. 上下技術員学校卒業生は日本の許す限り多数を希望す。少なくとも従前通り満洲への供給は依然之を斡旋継続せられたきこと。
2. 満洲に於ける工専並甲種工業学校等の拡張増設の為に必要とする教授並教諭の調達に関し、充分の斡旋便宜を取計られた度きこと。
3. 新興化学工業其他国策事業に於ける最高技術者の如何は事業の成否を決定すべく、而も之が養成は一朝一夕に成し得ざるところにつき、……之が調達に充分斡旋せられたきこと。
4. 日本への熟練工委託養成例えは昭和製鋼所の八幡製鉄所に対する如きに対し、之が達成方斡旋便宜取計らはれたきこと。
5. 現地に於て熟練工養成の為にする内地よりの徒弟募集に関し充分便宜取計らはれたきこと。
6. 現地に於ける調達具体案の成立の暁には、或は旅順工大の拡張を必要とすべく之が予算其他関係を考慮実現方善処せられたきこと。

他方、日本内地においても、1937年10月25日協和会東京事務所が、駐日満洲帝国大使館に於て、「日満技術工養成所設立案」の説明会を開催している。この案には、関口八重吉、隈部一雄、山口貫一、松尾鶴松の名前が連ねられ、昭和12年10月19日付の表紙が付されている。この案では「技術員も亦日本内地に於て養成し、之を満洲に送るべきである」「満洲国に必要な熟練工は満洲人職工を多数使用する多量生産工場に於て指導工として適するが如き高級萬能工である」「その養成は、内地に於いてなすべきである」とされている<sup>6)</sup>。

当時、協和会東京事務所は、石原莞爾（最高委員）、本庄繁、片倉衷、本間誠、浅原建三の5名の委員で運営され、その下で高木清寿が指導部長として実務を処理していた<sup>7)</sup>。

以上、いくつかの技術員・熟練士調達計画をながめてみると、頭初は日本内地で養成して、満洲へ送るということが中心で、満洲での養成計画にはほとんど言及されていない。ましてや、現地で中国人を技術員・熟練工に養成することは全く考えられていなかったといってよい。

## 2. 技術要員補給の現実

国家総動員法発動に基く、最初の鉱工諸学校卒業者の割当が決定される1938年末を前に、満洲国政府では9月3日、推名鉱工司長を日本に派遣、「満洲国側の現状を日本政府に提示して技術員補給確保を期することになった」<sup>8)</sup>。

実際の割当はどうであったか。『満洲日日新聞』は「これじゃ足りぬ 新技術者の割当て、満洲側が躍起の奔走」という見出しで、次のように報じている。

「来年度卒業生大学中等学校迄一萬人あり、之に対し内地官庁、民間工場・鉱山には七千名、満洲・台湾・朝鮮の外地には三千名と決定。雇主から厚生省への申込は、外地一萬三千、内地官庁六千、民間三萬五千、計五萬五千で、内地官庁千五百、民間五千五百を割当てたから、外地は申込みの四分の一、内地官庁は四分の一、内地民間は六分の一となった」<sup>9)</sup>

「来年度鉱工関係学校卒業生の外地割当は約三千に決定し、このうち満洲国と関東洲は二千五百位割当てられることになったが、満鉄、関東局、電々の日本側官庁会社は大体割当の人数は募集済みであるが、満洲国政府、特殊会社は割当人数に採用が満たぬため十五日より満洲国政府と特殊会社側では上京中の人事当局が大童になって、技術者募集に奔走することになった。今回の割当ては内地側より満洲側にはるかに割当率をよくして多数技術者を採用して割当てたが、これは企画院において満洲の新規事業の国策的重要性を認め人的資源を豊富にせるものであるが、肝心の募集人員がこれに満たず、今まで遠慮加減に行っていた技術者大量採用を政府の割当数まで公然と大童になって急募することになった」<sup>9)</sup>と報じている。

技術要員の対満割当ての確保もさることながら、割当てがあっても割当て数が消化しえないという問題に直面したのである。このため、さきの陸軍省の「需給調整ニ関スル件」では「満洲国内ニ於ケル技術員養成ノ計画ヲ最大限度ニ拡充スルト共ニ日本ヨリノ配給移動ニ徹底的ノ方途ヲ講」するとして、後者のためには、移動「技術員ノ日本ニ於テ担当セル職務ヨリ一段高級ノ職務ヲ担当セシメ」たり、「日本ニ於ケル平和産業関係技術員ニシテ転業可能ナル者ヲ短期補導シ最大限度ニ満洲国ニ移動セシム」こととしたのである。それと同時に「満洲国内ニ於ケル技術員養成ノ計画ヲ最大限度に拡充スル」方針に転換した。

これに先だって、38年8月関東軍參謀長磯谷廉介から陸軍次官東条英機に「満洲国技術員養成ニ關スル指導者派遣方」<sup>10)</sup>を要請し、現地養成拡充の検討を始めている。

関参満第720号

満洲国技術員養成ニ關スル指導者派遣方ニ關スル件

昭和13年8月9日

関東軍參謀長 磯谷廉介

陸軍次官 東条英機 殿

日満ヲ一体トスル産業開発及工業動員ノ実施ハ現下ノ情勢ニ対応スル緊急事ナルヲ以テ満洲国政府ニ於テモ之カ先決条件タル産業殊ニ工業方面ニ於ケル技術員ノ充足ニ就テハ万全ヲ期スル為専ラ自主的見地ニ基ク現地養成補充ノ方針ヲ採り之カ為昨年ヨリ特ニ各種関係学校及養成機關等ノ整備拡充ニ重点ヲ置キ之等卒業生ニヨル補充ヲ企図シ來リタルモ逐次増加ノ傾向ニ在ル需要数ニ比スレハ寛ニ尠少ニシテ依然払底ヲ極メ居ル現状ナリ依テ之カ有効適切ナル対策ノ樹立ハ急ヲ要スルコトト思料セラルルヲ以テ之ヲ日本ニ於ケル權威者ニ委嘱シ現在ニ於ケル養成方法ノ再検討及今後ノ新設ニ關スル示唆ヲ受ケ技術員養成ニ完璧ヲ期シ度ニ付適任者推薦交渉方配慮相煩ハシ度

追テ當方トシテハ現東京工業大学教授工学博士閑口八重吉氏ヲ適任ト思料シ同氏派遣方

差支無之場合ハ左記ニ拠リ委嘱致度旨満洲国政府ヨリ申出アリタルニ付申添フ

## 左記

一、視察日程 八月中旬ヨリ約二週間ノ予定

二、諸経費 国務院総務庁負担

関口は、さきに述べた協和会東京事務所がプロモートした「日満技術工養成所設立案」の筆頭立案者で、「満洲国鉱工技術要員ノ教育養成並ニ之カ補給上必要ナル事業ヲ行ナフ」目的で、1938年4月19日に設立された財団法人日満技術工養成所の理事長に就任していた人物である。

### 3. 技術要員補給問題の所在

“満洲国”産業部の「工鉱部門所要技術員及技術工需給調」(1939年7月)に依れば技術要員並不熟練労働者の増加の見透は次の如き指数を以て表わされる<sup>11)</sup>。

	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年
技術要員	100	155	205	244	301
不熟練労働者	100	215	306	363	441
総労働力量	100	178	244	290	335

前記産業部資料によれば、1942年に於て整備すべき総労働力量のうち技術要員の占める割合は次のようなである。

技術要員	高級技術員	大學卒業程度	0.43%
		専門学校卒業程度	0.87
		計	1.30
	普通技術員		3.00
	技術工		42.40
	合計		48.07
不熟練労働者			51.93

備考1. 高級技術員とは満洲国の国民高等学校卒業程度又は日本の中等学校卒業程度の者に対し既設又は新設の学校又は養成機関に於て2年以上の技術的訓練を施されたる者を総称するものであって、満洲の新京及奉天工鉱技術院(1940年より工業大学と名称変更)、哈爾浜工業大学、或は日本國の工鉱技術の大学、専門学校は之に該當。

2. 普通技術員とは満洲国の国民高等学校卒業程度又は日本の中等学校卒業程度の者に対し、原則として各工場・事業場に附属する自家養成機関に於て半年及至1年の技術的実際訓練を施されたる者を称す。日本の甲種工業学校卒もこれに該當。

3. 技術工とは各種の技術を修得せる多能工=熟練工、单一の技術を修得せる分業工、其他平職工の一切を総称。

そして、高級技術員に於ては、98%を日本内地人に、普通技術員に於ては90%以上を日本内地人

に、10%足らずを中国人其他の諸民族に求めようとし、技術工に就ては80%を中国人に、18%を日本内地人に、残りを朝鮮人、ロシア人、その他の諸民族に需めんとした。即ち、技術要員全体より見れば中国人72%、日本内地人27%、其の他の諸民族1%という比率になる<sup>12)</sup>。

次に1939年から42年の間に於ける各技術要員の需要見込を技能の種別に見ると下記の如くである。

		機械	電気	採鉱	冶金	応化	土木	建築	其他	一般工
高級 技術員	大学卒程度	28.4%	17.9%	18.0%	10.7%	13.0%	5.3%	3.6%	3.0%	—
	専門卒程度	28.4	17.5	15.5	6.5	21.0	5.7	3.9	1.5	—
	計	28.4	17.7	16.3	7.9	18.4	5.5	3.8	2.0	—
普通技術員		34.1	22.6	14.6	4.2	9.1	4.9	3.2	7.3	—
技術工		23.0	7.3	4.5	2.9	3.0	2.1	1.2	7.7	48.3%
合 計		24	9	6	3	4	2	1	7	44

それでは満洲自体として、之等に対し幾何の供給を為し得る見込であったか。前記産業部の資料によれば、高級技術員中大学卒業程度のものに就いては全然供給能力なく、専門学校卒業程度のものに就いては、1939年1.4%、40年17.5%、41年35%、42年40%の供給見込しかない。普通技術員に就いては、39年29.4%、40年30.4%、41年45%、42年60%の供給見込しかなく、技術工に就いては、39年22.7%、40年41.4%、41年55%、42年80%の供給見込であった<sup>12)</sup>。

これを民族別にみると、39年から42年に至る4ヶ年を通じて、日本内地よりの供給見込みは高級技術員17.5%、普通技術員29.9%、技術工36.2%、技術要員全体では31.5%にしか達せず、中国人の供給見込は、技術工で43.5%、技術要員全体で45.4%にしか達しない見通しであった<sup>12)</sup>。

#### 4. 技術要員補給対策の概要

上述のような技術要員の不足に対し、如何なる方策がとられるべきであったか。それは冒頭の陸軍省決定方針「満洲国内ニ於ケル技術員養成ノ計画ヲ最大限ニ拡充スルト共ニ日本ヨリノ配給移動ニ徹底的ノ方途ヲ講」ずことにつきるといつてよいだろう。ただし、技術要員の種類によっては、満洲国内養成と対日依存の二方途のいずれに重点を置くか異ってくる。

まず高級技術員については、当初全面的に日本の技術動員計画に基く対満割当員数に依存した。対満割当員数についてもなるべく優秀な人材を獲得する必要があり、日本側学校在学生に対する給費制度を設け、また日本側学校施設に対し養成を委託した。

普通技術員については、日本よりの導入と満洲国内養成を併行して行く方針がとられた。対日依存の仕方については、対満割当、給費制度、養成委託、既成技術員の導入など高級技術員と大体同様であるが、その他に日本国内に養成施設・学校を新設して行く方法もとられた。満洲国内養成については、国民高等学校（工科）の整備拡充、学校養成施設に対する養成委託等の方策が講ぜられた。

技術工に就ては、原則として事業者の自家養成主義に依ており、之に対しては政府機関による助成がなされてきた。

以上のような技術要員対策の運営に当っては、政府独自の力では無理があるところから、技術要員不足問題が抬頭してきた頃より鉱工関係四十数社で産業技術要員調整委員会を組織し、政府の別動体としてその指導・指揮の下に技術要員補給調整対策の研究並に実行に当ってきたが、1938年12月この「産業技術要員調整委員会を吸収して」<sup>13)</sup>新たに社団法人満洲鉱工技術員協会が「国家代行機関トシテ」<sup>14)</sup>設立された。「国家代行機関」たることは、設立時の役員の顔ぶれをみれば明らかであろう。即ち理事長：岸信介（産業部次長、総務庁次長）、常務理事：椎名悦三郎（産業部鉱工司長）、理事：松田令輔（総務庁主計處長）、古海忠之（総務庁総務科長、主計處長代理）、田村敏雄（民生部教育司長）他7名（いずれも満鉄、満洲重工業、満洲電業、満洲炭坑等の役員）であった<sup>15)</sup>。協会は翌年4月、役員改選を行い、理事長：関口八重吉、常務理事：原佐一、理事：業務部長・吉田荒次、理事：養成部長・中島友正、理事：出版部長・高橋文夫といった専従役員が揃った<sup>16)</sup>。関口は財團法人日満鉱工技術員協会の理事長をも兼任したが、ほとんど新京のホテルに滞在し、日満協会のほうは隈部一雄主務理事にまかせきりであった。

そして、満洲国政府は、日本の学校卒業者使用制限令（1938年）と相呼応して『康徳五年勅令340号 学校卒業者使用制限ニ関スル件』を公布し、さらに翌39年には『職能登録令』を公布した。これに基き、物質、資金等の調整と併行し適正なる配置を図るとともに、普通技術員及び技術工の養成補給に対しても、41年3月『鉱工業技能者養成令』を制定した。

この法令とわが国の『工場事業場技能者養成令』（1939年3月）との主たる相違は、その第5条と第6条である。即ち「他ノ鉱工業者ノ開設シタル技能者養成施設又ハ主管部大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ委託シテ養成ヲ得スコトヲ得」「主管部大臣ハ技能者養成施設ヲ開設シタル鉱工業者ニ対シ政府又ハ他ノ鉱工業者ノ為ニスル技能者養成ノ受託ヲ命ズルコトヲ得」としていることである。

その他、わが国の技能者養成行政との相違点をあげれば次の通りである。

第1は「鉱工業技能者養成令施行規則（1941年4月2日、経済部令第12号、民政部令第10号）」で「被養成者ノ種類」を第一種被養成者（下級技術員ヲ目標トスルモノ）、第二種被養成者（中堅技術工ヲ目標トスルモノ）及び第三種被養成者（普通技術工を目標トスルモノ）に分け、「第二種被養成者ノ養成期間ハ三年、第三種被養成者ノ養成期間ハ一年」としていることである（「機械金属工業ニ對スル鉱工業技能者養成令第五條ノ命令ニ關スル件」経済部令第27号、民生部令第31号、1941年5月26日）。そして第二種被養成者および第三種被養成者に必要な時数を次のように定めている。

#### 一、第二種被養成者

- イ 訓育（徳性涵養及教練）ニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ四百八十時間以上但シ養成期間ヲ二年ニ短縮スルコトニ付主管部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ三百六十時間以上
- ロ 中堅技術工タルニ必要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時間数 養成期間ヲ通ジ千四百四十時

間以上但シ養成期間ヲ二年ニ短縮スルコトニ付主管部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ千時間以上

ハ 中堅技術工タルニ必要ナル技能ヲ授クニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ三千百二十時間以上但シ養成期間ヲ二年ニ短縮スルコトニ付主管部大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ二千時間以上

## 二、第三種被養成者

イ 訓育（徳性涵養及教練）ニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ二百二十時間以上但シ養成期間ヲ六月ニ短縮スルコトニ付主管大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ百二十時間以上

ロ 普通技術工タルニ必要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ三百六十時間以上但シ養成期間ヲ六月ニ短縮スルコトニ付主管大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ二百時間以上

ハ 普通技術工タルニ必要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ一千百時間以上但シ養成期間ヲ六月ニ短縮スルコトニ付主管大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ五百二十時間以上

第2は、技能者養成にかかわって主管部大臣、経済部大臣、民生部大臣に提出する「申請書」「報告書」「推薦」等にすべて「満洲鉱工技術員協会理事長ヲ経由」（1941年、経済部佈告第110号、民生部佈告第13号、1942年、経済部佈告第246号、民生部佈告第18号、1942年、経済部令第37号、民生部令第28号など）することとされているように、技能者養成行政の実務は全面的に満洲鉱工技術員協会にゆだねられていたのである。

このような重要な使命を課するため、『鉱工技能者養成令』制定直前の康徳8年（1941年）2月勅令第三号『満洲鉱工技術員協会法』を公布、「三月一日ヲ以テ当協会ヲ満洲国特殊法人トシ 真ノ国家代行機関タルノ権限ヲ賦与セラレタ<sup>15)</sup>』<sup>16)</sup>のである。

『鉱工業技能者養成令』によって、各企業の技能者養成が拡充・整備されたことは言うまでもない。満洲鉱工技術員協会編纂・発行の『満洲鉱工年鑑（康徳9年版）』（1942年6月25日発行）と『同（康徳11年版）』（1944年1月10日発行）には、それぞれ57施設、58施設が掲載されているが、中国人対象の課程（コース）のほとんどが第三種養成であることは、民族差別の著しかったことを示しているといえよう。

なお、協会自体も設立直後から、定款第二条の目的「技術員養成機関ノ經營」「協会直営以外ノ技術員養成機関ニ對スル補助」に添って安東養成所、哈爾浜養成所、奉天養成所設立計画をたてるとともに、旅順工科大学附属技術員養成所に補助金を出し、39年4月から委託養成を行った。こうした委託養成は、大連工業学校でも、40年から実施された。養成期間はいずれも1ヶ年で中等学校卒業者を対象とした。これらの直営施設や委託養成の精細については別稿をみられたい<sup>16)</sup>。

## 5. 新学制と技術要員養成

近年、中国で『東北淪陷十四教育史』『東北地方教育史』『中国現代教育史』『東北教育通史』<sup>17)</sup>が相次いで出版されているが、日本同様、教育史にあくまで教育史であって、「産業開発五ヶ年計画」

における技術要員養成計画との関連についてはほとんどふれていない。“満洲国”の新学制は1937年5月2日公布され、翌38年1月1日より実施された。管見の限りでは、この新学制の実質的立案者が誰れであったのか、その教育思想・教育哲学は何であったのか、また満洲における絶対的支配者であった関東軍の意向がどのように介在したのか等についての本格的な研究はないようと思われる<sup>19)</sup>。学校体系自体は図1<sup>20)</sup>に示すように、初等教育、中等教育、高等教育の3段階および職業教育、師道教育の2部門に分かれている。

中等教育機関は国民高等学校と女子国民高等学校で、いずれも国民優級学校卒業者又は年令13才以上の同等実力者を入学資格とする4年制の学校である。その上に3~4年制の大学が置かれていた。国民高等学校は「文理科系統のものを全然排し、凡て実業教育を主とする」<sup>21)</sup>ものであった、実業科は農・工・商・水産・商船に分れ、実業教科の総時間数（毎週）は、4カ年で、農業科、水産科は66時間、工業科、商業科は62時間であった。

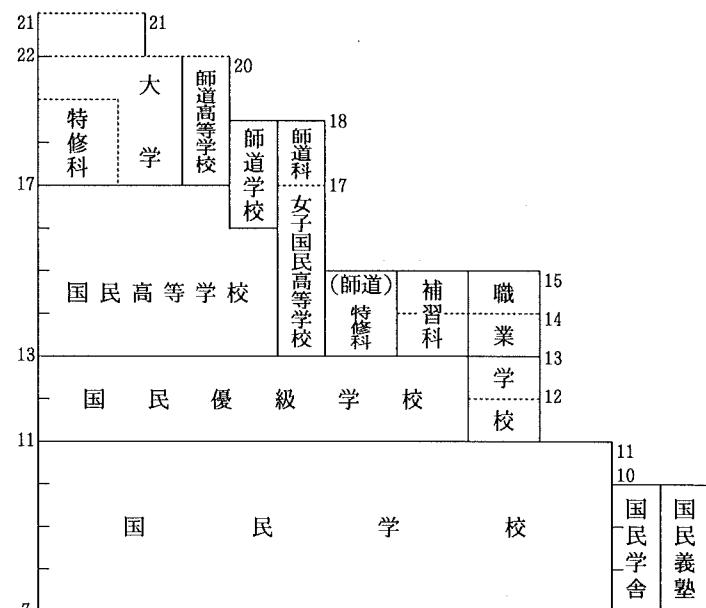


図1 假滿“新学制”学校系統図

上記、中国の教育史書にいずれも“満洲国”的新学制について厳しい批判を行っている。即ち、新学制は「日本侵略者の東北における愚民政策遂行の集中的あらわれ」<sup>22)</sup>「日偽政権が打ち建てた奴隸化教育の体系的綱領」<sup>23)</sup>だと述べ、その特徴として「中等教育と高等教育の学習年限の短縮」「中等教育の職業教育化」「精神教育の強化」<sup>24)</sup>、「実務教育の強調、中等教育の職業教育化」「奴隸化思想の突出」「日本語の強制」<sup>25)</sup>をあげている。中国人民の立場からすれば当然の批判で反論の余地はない。しかし「年限の短縮」と「中等教育の職業化」については、強調の余り正確さを欠く記述もみられる。例えば『中国現代教育史』は「東北地区のもとの学制にくらべて3年短くなった」「当時の日本内地の学制にくらべて5年短くなかった。……中等教育と高等教育の修業年限の短縮され、大学卒業は東北のもとの高級中学の水準になった」<sup>26)</sup>と述べているが、いずれも「2年短くなった」というのが正しく、「大学卒業は……もとの高級中学の水準になった」というのも誇張に過ぎる。

「中等教育の職業化」についても、日本侵略者のせいだけに帰することはできない。9・18事変以前の中国の学制ならびに教育思潮の動向を検討してみる必要がある。9・18事変以前の中国東北

の学校制度は1922年の壬戌学制は1912年の壬子癸学制を改正したもので、アメリカの6・3・3・4制をモデルにし、中等教育段階では総合制を目指していた。その後、1928年の戊辰学制によって、中等教育の総合制が放棄され「高級中学は普通および農、工、商、家事、師範、等職業科に分ける。ただし地方の状況によって普通科だけを設けることもできる。農、工、商、師範等の科は単独で高級職業中学を設立しうる。修業年限は3年を原則とする」<sup>24)</sup>ことになった。この改革は「中国の実情に基づく」「民生の需用に応ず」「教育効果を高める」「個性の発達をはかる」「教育を普及しやすくする」「地方の特色を配慮する」の6つの原則によったもの<sup>25)</sup>とわれているが、その重点は中等教育の縦割りと高級中学普通科の質の強化であった<sup>26)</sup>。

さらに1930年、中華民国教育部は第二次全国教育会議を召集し、「改善全国教育方案」を策定した。細い内容はスペースの関係で省略せざるをえないが、その基本精神は、普通中学に“質”を要求し、校数を制限するとともに職業学校の大量発展を期待するものであった。この精神にもとづいて、中華民国教育部は、1931年4月、各省教育厅・各市教育局に、普通中学の設立を制限し、職業学校を増設し、普通中学にあっては職業科あるいは職業科目を付設し、県立初級中学は郷村師範科および職業科を付設あるいは改設するよう訓令した。さらに教育部は同年6月「各省市設置農医工三種専科学校実施方案」と「各省市設置中等農工学校実地方案」を公布しているのである<sup>27)</sup>。

奉系軍閥も全国の学制改革の潮流に順応した。東北地区では、とりわけ奉天省で実業教育、職業教育が発展した<sup>28)</sup>。吉林省でも、前記の教育部訓令を受けて、31年5月各中学校・小学校に工作科、職業科および労工作業を増加する訓令を出している<sup>29)</sup>。

9・18事変以後、閉鎖されていた学校は1933年末頃から再開された。『中国現代教育史』は、この時期の教育に関して「小学校はもとからあった四二制で、中学校はもとの普通中学を取消し、一律に農・工・商のいわゆる実科中学に改めた」<sup>30)</sup>と記している。しかし、“満洲国”設立当初、満鉄から出向し、文教部総務司長皆川豊治のもとで「新学制」策定の準備に当り、1937年12月末に安東省学務科長に転出した森山誠之は、この文章をみて「満洲国建国直後は教育に手が回らず、旧制度をそのまま踏襲していた。若し彼等の意に反して農工商の実務学校に変更していたら、その頃既に批判が出て居た筈だが、それはなかった」<sup>31)</sup>と述べている。

さきにあげた1931年4月の教育部通令のあと5月の通令で1931年度から、「各省は状況に応じて高初級の農、工科職業学校をふやす」「各県立中学を除々に職業学校あるいは郷村師範学校に変える」「各中学校は一律に職業科目をふやし、または職業科を付設する」「各職業学校あるいは中学校職業科は経費をふやして設備を充実し、着実に生徒の労働習慣および生産技能を養成し、以前からあった職業学校はすべて経費を増加して拡充する」「各県市および私立で普通中学を設立しようとする者は、農、工科等の職業学校に変更するよう督促あるいは勧奨する」<sup>32)</sup>と述べている。『中国現代教育史』は、さきの記述に関して引用文献をあげておらず<sup>33)</sup>、一部にこうした学校があったかも知れないが、出先機関ないし特定の学校が1931年5月の通令の延長と行ったものではないだろうか。

初級中学3年、高級中学3年の計6カ年が“新学制”によって4年に短縮されたことは、たしか

に中等教育水準の低下といえるだろう。しかし、問題は高級中学が何校あり、高級中学が学ぶ生徒が何人いたのかということである。『東北地方教育史』には「1929年東北4省（遼寧、吉林、黒竜江、熱河）で、小学校13,609校、中等学校258校、生徒34,671人で、中等教育を受けた人数は1万名につき17名だった」と記されており、また『東北淪陷十四年教育史』でも「9・18事変前、東北には中等学校が362校あり、そのうち高級中学と完全中学合せて22校、初級中学が161校、師範学校137校、職業学校42校」「中等学校生徒総数43,383人、そのうち中学校28,142人、師範学校11,023人、職業学校4,718人」<sup>31)</sup>と書かれているだけである。

何故、高級学校の学校数・生徒数が記載されないのであるか。恐らく学校統計の不備が原因だと思われるが、高級中学の数が余りに僅少で學習年限が「短縮された」という彼等の論拠が脆弱になるので、あえて書かないのではないかと思われてならない。最近、王鴻兵『東北教育通史』（1992年）に、1929年頃と推定される中国全土の省別中学校設置数が記載されているのを見付けた。それによると、遼寧省：高級中学校16校・初級中学90校、吉林省：高級1校・初級27校、黒龍江省：高級0校・初級11校、熱河省：高級1校・初級4校である<sup>32)</sup>。

『東北地方教育史』に「1928年の統計によれば、東北4省で……、中等教育を受けた人数は1万名につき17名であった」と述べているが、上記の数字からみて「高級中学の教育を受けた人数は1万名につき数名」といえるのではなかろうか。

またこれを1936年の『満洲帝国学事覧』とつき合せてみると、年度が異なるので正確とはいえないが、上記高級中学18校のうち8校は実科高級中学で、普通科の高級中学は10校に過ぎない。実業教育化がもっとも進んでいた遼寧省では高級中学16校のうち半数近い7校が実科高級中学だったのである。こうして見ると、「中等教育の職業教育化」は、9・18事変以前から進行しており、また3年制の初級中学どまりだった大多数の青少年にとっては、4年制の国民高等学校は、教育水準の低下ではなく1ヶ年の向上だと言えるのではないだろうか。

「中等教育の職業教育化」についても、中国側研究者の受けとめ方と実施主体の意図の間に喰い違いがみられる。『東北教育通史』では「初・中級技術水準の熟練工」<sup>33)</sup>の需要をみたすためのように書かれているが、満洲労工協会の資料（労工資料第四輯、1940年）<sup>34)</sup>は次のように述べている。

普通技術員を養成する学校としては現在国立として本渓湖工業実習所、省立（特別市立）として工科国民高等学校及之に類する学校が16箇所、私立として新京工学院（夜間）外3箇所合計21箇所ある。この中本渓湖実習所は日本内地人のみを収容し、新京工学院は日人鮮人滿人を共に収容し、私立学校2箇所は鮮人のみを収容するのであるが、他は総て滿人のみを収容して居る。而してこれらの学校より送出し得べき卒業の見込数は康徳6年（1939）度年の収容能力から見るとときは、康徳7年度に於て約600名、同8年度に於て約1200名、同9年度に於て1700余名となる。然しこれ丈けでは未だ不足であるとの見透のもとに民生部に於ては康徳7年度に於て吉林に2箇所（各2学級）、牡丹江（2学級）、奉天（3学級）、鞍山（2学級）に各1箇所計5箇所（11学級）の学校を新設する外新京撫順本渓湖及西安の既設学校に新規に6学級を、改編に依り奉天工



年に設立された大連工業学校、1929年設立の満鉄の撫順工業実習所を前身とする撫順工業学校（1936年転換）、1934年満鉄によって設立され、37年「満洲国」立工業実習所となり、44年に工業学校になった本溪湖工業学校は、実習設備もあり専門教科教員も充足されていたが、39年に設立された奉天工業学校でさえ専門教科教員が決定的に不足していた。ましてや44年に商業学校が転換した遼陽工業学校や45年に新設された新京工業学校では、学科によっては専門教科教員のいないままスタートせざるをえなかった。

日本内地においてすら、1939年度末において「公立工業学校に於ては五百三十四名の所要教員数に対してその三九%弱たる二百六名を補充したるに過ぎ」なかった<sup>36)</sup>。したがって在満の工業学校では、内地にまして充足困難であったのであるから、国民高等学校（工科）における専門教員確保は至難の事業であった。国民高等学校（工科）の場合は在満の日本人工業学校とちがって日本人の専門教員のほか中国人の専門教員もある程度いたようだ。“満洲国”政府も補助費留学生の就職先に国民高等学校（工科）をあてるなど努力を盡したが、全般的にとりわけ機械科の教師が決定的に不足した。

逐年の統計資料がえられないので断定的なことは言えないが、1941年度の国民高等学校の入試競争率は全体でほぼ5倍、とりわけ工科は競争が激しく、工科入学者の質は高かった。その結果、上記のように工科として専門教育は充分でなかつたが、上級学校進学者の比率は高かった。上級学校入学者及職員養成機関入所者の割合は工科41%、商科32%、農科29%と工科が飛び抜けて高かった<sup>37)</sup>。

ここ数年、国民高等学校工科の卒業生の聞き取り調査を続けてきて手紙による問合せも含め10数人の方からその頃の教育の実情と意見を聞くことが出来た。勿論、普通科がなかったから工科を選んだという人もいたが、概して工科の教育に肯定的であった。工業大学以外に進学した人もいるが、就職した人の中で、戦後、現場での経験を積み上げ高級工程師（技師）や工場長に昇進した人も少くない。

## 6. おわりに

周知のように“満洲国”自体、関東軍のイニシアによって「建国」されたもので、政府機構・人事すべてが関東軍によって握られていた。したがって、新学制の理念や制度も関東軍の支持・了承をえていたことは疑いない。しかし、普通教育だけの中等学校を全く認めなという世界教育史上類のない制度が採用された経緯については明らかではない。

当時、民生部教育司長だった皆川豊治の名で刊行された『満洲国の教育』（1939年）には次のように記されている<sup>38)</sup>。

当局に於ては国家諸施設に対する方針が確立するや、国内教育の実態調査と共に、特に民度の現情に関する全国的調査を開始し、一方諸外国の教育制度を検討し、各種の教育会議や研究会を開き、慎重に審議を重ねたものである。……康徳4年（1937年）4月10日各方面の達識の士を網

置せる学制調査委員会に諮って意見を徵し、……同年5月2日公布せられるに至ったものである（傍点筆者）。

また教育方針を具体的に説明した13項目の第2項に「労作教育を重んじ勤労愛好の精神を養ひ、偏知教育の弊に陥ること無きを期してゐる。労作教育尊重は最近世界に於ける最も有力な教育思潮である」<sup>30)</sup>、第4項に実業教育又は実務教育を重視し、初等教育、高等教育は主として之に依らしめる」<sup>31)</sup>と書いている。

当時、日本でも労作教育論が盛んで、1931年の中学校令施行規則の改正で全中学生に作業科を必修として課すとともに、第1種・第2種の複線コースを導入して、中学校における実業教育を強化しようとしていた。

これらはケルシェンシュタイナーの労作教育思想の反映だといわれているが、間接的にはレーニンの教育思想も影響していたのではないか。当初関東軍は反資本主義的な国家統制をうたっていた。岸信介は商工省工務局長から満洲国実業部総務司長に転任し、産業開発五ヶ年計画の立案・実行にかかわるが「産業開発五ヶ年計画は、紛れもなくソ連の第一次、第二次五ヵ年計画から強い影響を受けていた。……当時満洲では、関東軍特務部を中心に北一輝の国家社会主義が浸透しており、強権国家による統制経済が、少なくとも思想的にはソ連共産主義と共鳴する素地をもっていた」<sup>32)</sup>のである。だとすると、満洲国の教育官僚が教育制度検討の過程で、ソ連の制度・方法を検討したことにも十分ありうるであろう。その意味で、立案の中心にあった皆川豊治の人物・思想をくわしく研究してみる必要があろう。皆川について現在判っているのは、1895年山形県生まれ、1919年東京帝大法科卒業後ただちに満鉄入社、ついて検事を拝命、32年満洲国に入り、総務庁秘書処長・錦州省総務庁長・文教部総務司長・民生部教育司長をへて39年8月協和会に転じて総務部長となり、42年1月協和会中央副本部長に就任。同年8月奉天省次長に転任した ということだけである。

レーニンの総会技術教育、「教育と生産労働の結合」は、1958年のフルシチョフ改革によって制度的には達成されたようにみえた。しかし僅か4年にして後退し、技術・労働教育にあてる時間が大巾に減少した。その後80年代には教育生産コンビナートを媒介とした生産実習で、これらの時間が次第に増加し、フルシチョフ改革時に近づいた。しかし、芸術や体育、語学などの特別学校・特別学級が増加し、それが技術・労働教育を困難にするのではないかと案じられた。ソ連崩壊でこれらがどうなったか不明だが、戦後の日本の教育改革にみられるように、立法の趣旨に反して普通教育のみの学校やコースを容認する限り、普通教育を主とする学科が普通教育だけの普通科になってしまふことは目にみえていたといってよからう。その意味で普通教育だけの学校の存在を全く認めなかつた“満洲国”的国民高等学校制度は世界教育史上、刮目すべき実験だったといえるのではないか。勿論、施設・設備の不備とりわけ専門教科教師の不足で十分な成果は上らなかつたが、工科に関する限り制度的には成功だったといえよう<sup>33)</sup>。

最後に本稿が「日本侵略者の東北における愚民政策遂行の集中的あらわれ」<sup>34)</sup>「日偽政権が打ち建てた奴隸化教育の体系的綱領」<sup>35)</sup>だといろいろ中国研究者の批判を基本的に受け入れた上での考

察であることを付記しておきたい。

(注)

- 1) 東京大学教養学部社会科学研究室に所蔵されている『片倉衷関係文書』の中に納められている。
- 2) 江口圭一『昭和の歴史(4) 十五年戦争の開幕』1988年、小学館、218頁。王・常・李・朱（志賀訳）『満洲現代史』1988年、現代企画室、191頁には「東北各地の抗日義勇軍は30余万人という規模に発展し、……各地での抗日義勇軍の斗いは、1933年はじめにつぎつぎ敗北を喫した」とある。なお反満抗日運動については、鈴木隆史『日本帝国主義と満洲（下）』1992年、塙書房、127～178頁、307～316頁に精しい。
- 3) 角田順『石原莞爾資料 国防論策』1984年、原書房、139～147頁。
- 4) 藤原彰・今井清一『十五年戦争史2 日中戦争』1988年、青木書店、155頁。
- 5) 南満洲鉄道株式会社『満洲五箇年計画概要』1937年、29～31頁、39頁、601頁。
- 6) 元秋田日満技術工養成所長、元神戸大学教授山内一次氏の居宅に残されていた書類。
- 7) 1986年11月14日および88年9月2日宮城県桃生郡鳴瀬町野蒜の高木宅での聞き取り。
- 8) 『満洲日日新聞』1938年9月4日号。
- 9) 『満洲日日新聞』1938年12月15日号。
- 10) 防衛庁防衛研究所図書館所蔵『陸軍省陸満密大日記』昭和14年・15年。
- 11) 満洲労工協会『労工資料 第四輯』「満洲に於ける技術要員補給の現状に就いて」2～3頁。  
なお満洲労工協会は政府が労働統制実施のために1938年1月に設立したもので、1941年10月労務興国会法の制定によって、その業務の中、行政的なものは政府に、事業者及び労働者の斡旋に関するものは労務興国会に引継いだ。
- 12) 前出『労工資料 第四輯』4～5頁。7頁。
- 13) 満洲帝国政府編『満洲建国十年史』、1970年、原書房、763頁。
- 14) 『鉱工満洲』第1巻（1940年）第1号、1頁、40頁。
- 15) 満洲鉱工技術員協会・日満鉱工技術員協会『満洲国諸会社求人要項集覽』康徳10年（1943年）、173～174頁。
- 16) 『千葉大学教育学部研究紀要』第42巻第2部（1994年）203～214頁。学習院大学東洋文化研究所『調査研究報告』No.30（1990年）、32～33頁。
- 17) 王野平『東北淪陷十四年教育史』1989年、吉林教育出版社。齊紅深『東北地方教育史』1991年、遼寧大学出版社。李桂林『中国現代教育史』1991年、吉林教育出版社。王鴻兵『東北教育通史』1992年、遼寧教育出版社。
- 18) 野村章「『満洲国』教育の成立と展開」『日中共同研究「満洲国」教育史研究』第1号、1993年5月 が唯一のものであろう。野村は教育関係の人事について「建国当初、……文教行政部門としては民政部に文教司がおかれた。司長としては満鉄から上村哲也、そのほかに日本人では

同じく満鉄系の辻正雄、川尻伊九の計3名が配置された。——中略—— 32年7月24日付で文教司に民政部から独立して文教部に昇格した。……総務司長には文部省宗教局長だった西山政猪が9月に着任、学務司長として上村が残った。——中略—— 文教部部内での西山らを先頭とする中央派（文部省派）と上村ら現地派（建国派）との対立は激しく、西山が排斥されて……久米成夫に替わると連動して上村もまた左遷され、神尾式春が着任している。そのあとをつぐ文教部総務司長皆川豊治（37年からは民生部教育司長）、同じく学務司長都富佃、皆川の後任田村敏雄、木田清にすべて建国後の来任官僚であり、西山以外は教育行政畠の専門家ではない」と記しているが、中等教育の短縮や普通科全廃が誰のイニシアによるものかには全くふれていない。

- 19) 前出『東北教育通史』561頁。
- 20) 皆川豊治『満洲国の教育』1939年、満洲帝国教育会、34頁、60～62頁、64頁。
- 21) 前出『東北淪陷十四年教育史』63～64頁。
- 22) 前出『東北地方教育史』299頁。303～304頁。
- 23) 前出『中国現代教育史』52～55頁、127頁。中国の研究者がこういう言い方をするのは、もとの学制を6・3・3・4の16年、新学制を4・2・4・3の13年、日本の学制を6・5・3・3の17年とみているからである。（日本にくらべ5年短いというのは不可解）。しかし新学制の大学は大半は4年（医・工は4年）であって3年ではない。また日本の学制は6・4・3・3の16年が正しい（臨時教育会議以降4修、7年制高校が本則）。
- 24) 前出『中国現代教育史』126頁。134～135頁。
- 25) 多賀秋五郎『近代中国教育史資料、民国編 中』1974年、日本学術振興会、63～65頁。182～183頁。
- 26) 前出『東北地方教育史』201～202頁、213～214頁。
- 27) 劉世国編『吉林省教育大事紀 第一巻』1989年、吉林教育出版社、58頁。
- 28) 前出『中国現代教育史』271頁。135～136頁。
- 29) 1994年5月5日付、森山誠之の手紙
- 30) 1995年8月12日、著者に会ってたしかめたところ、「今すぐには思い出せないが何か資料をみて書いたはずだ。全国的にそうだったといえないかも知れないが、自分が育った吉林省磐石県ではそうであった」との回答をえた。
- 31) 前出『東北教育通史』181頁、『東北淪陷十四年教育史』19頁。
- 32) 前出『東北教育通史』1992年、419頁。
- 33) 前出『東北教育通史』549頁。
- 34) 前出『労工資料 第四輯』15～16頁。
- 35) これ以後、1945年度になって安東第二国民高等学校に造船科が設置された。
- 36) 山本晴雄「工業教員の現状と其対策」『教育』第9巻第4号（1941年）375頁。

- 37) 『康徳九年度 満洲帝国学事要覧』81～82頁。
- 38) 皆川豊治『満洲国の教育』1939年、10頁、16～17頁、18～19頁。
- 39) 原彬久『岸信介』(岩波新書)、1995年、60～61頁。
- 40) 数の上で主流だった農科を調査しなくては、国民高等学校制度の評価は出来ない。この点野村章は「中等教育機関である国民高等学校をすべて実業学校にしたこと自体が「愚民政策」とい批判を受けているのであるが、とりわけ農業科では（また農業科がもっとも多かったのだが）、ほとんど知的な学習ができていないという状況は劉民声氏の場合も同様である。これに対して工業科の場合は多少事情が違うようである（唐斌氏）」と述べている。『成城文芸』第143号、1993年。野村章『「満洲・満洲国」教育史研究序説』1995年、201頁に再録。